

# アワムヨウラン

## *Lecanorchis trachycaula*

(平成 22 年 9 月 24 日指定)

徳島県における指定状況：絶滅危惧Ⅰ類  
環境省における指定状況：絶滅危惧ⅠA類  
その他の指定：なし



### 種の概要

#### 1) 形態および特徴

暖帯南部の照葉樹林下に生える高さ 30-50cm の無葉の菌根植物。茎は黒褐色で 1-3 本ばかりが 1 株から出て、茎は時に分岐し、基部や上部の表面にはまばらに短い突起を生じる。6 月ごろに茎の先に長さ約 15mm の黄色い花をつける。萼片と側花弁は倒披針形で斜上する。花被片は普通は半開していることが多いが、時には全開状になる。また、前年の茎にも花をつけることがある。唇弁は萼片と同じ長さ、下半部は蕊柱と合着し、離生部は倒卵形で、内側には長毛が密生する。蕊柱は萼片より短い。さく果は細長く、熟して乾くと裂開し、茎とともに黒くなる。ムヨウランによく似ているが、茎が分岐すること。背丈が高いこと、茎の表面に短い突起が生じることなどの違いがある。

#### 2) 生態

照葉樹林の腐葉土が堆積した林床に生育する。

#### 3) 分布

暖地の照葉樹林下に分布している。環境省版レッドデータブック (2000) および同版レッドリスト (2007) では、近い将来における野生での絶滅の可能性が高いものとして絶滅危惧ⅠA類 (CR) に指定されている。また、本種は徳島県が基準産地で、1962 (昭和 37) 年に旧穴喰町で発見された。極めて希少な植物で、生育個体数は全国で数十個体と推測され、徳島県も 10 以下程度の個体数しか確認できない。全国の分布は和歌山県、徳島県 (基準産地)、鹿児島県の 3 県のみとされている。

#### 4) 人との関わり

希少植物であるため、研究用として採取される可能性が大きい。しかし、菌根植物の無葉ランであるため栽培は難しく、観賞用に採取されることはほとんど無いと考えられる。

### 絶滅危険度とその要因

#### ① 絶滅の危険度に関する評価

##### 1) 現時点での絶滅危険度

本種は全国的にも分布が限られ、個体数も極めて少ない。減少の主要な要因は、森林伐採や林床の遷移があげられている。それに加えて、研究用として採取されたり、希少さ故に、マニアなどの採取の対象となることである。その結果、県内の生育地でも個体数は以前に比べて一層減少している。

##### ① 自生地

生育場所は海陽町 (旧穴喰町) 塩深の大山神社 (図 4) の社叢の林床である。標高は約 210m で、社殿を取り囲むようにツブラジイやヤマモモなどが林冠を構成している。亜高木層や低木層には、コバンモチ、ヒメユズリハ、タブノキ、サカキ、ミミズバイ、カンザブrouノキなどの常緑広葉樹が生育している。林床は腐植土壌が堆積し、適度な湿り気があるため、良好な生育環境が保たれている。その上、神社林は集落から離れた場所にあるため人為的な干渉も少ない。

## 2) 分布の特殊性・固有性

全国的にも3県にしか生育情報がない極めて希少な植物で、本県が基準産地であり、四国でも唯一の生育地である。

## 3) 生育環境の特殊性・希少性

生育地は暖地の照葉樹林下にあり、昔から地域の社寺林として保護されてきたため、良好な生育環境が維持されている。また、本種は菌類と共生する無葉の菌根植物であり、その分布は全国的に極めて少ないことから、特殊な生育環境にあることが推測できる。

## 4) 他種への影響

他種への影響は認められない。

## 5) 他の重要種との生態的なつながりが強い(寄生・餌生物)

特殊な菌根と共生関係にある。

## 6) 商業取引等

希少価値が極めて高いが、鑑賞用として栽培できないため商業取引は知られていない。

## 7) 識別性が高い

周辺にウスキムヨウランなどの類似種が生育しているが、茎の表面に短い突起があることを確認することで識別は容易である。

## 8) 緊急性の評価

生育個体数が極めて少ないため、たとえ少数個体であっても地下部から採取されると絶滅する可能性は極めて大きい。

## 9) 公表可能性の評価

マニアやなどの採取は阻止できない上に、近年は希少植物の写真撮影などを趣味とする人々が増加傾向にあり、多数の人の侵入で表土が踏み荒らされたり、踏み固められたりして生育環境が急激に悪化するおそれがある。したがって、生育地の公表は控えるべきである。

## ②絶滅要因

### 1) 生息・生育地の消失・分断

消失や分断は認められない。

### 2) 生息・生育地の質的劣化

神社の管理のために境内の落ち葉や不要物が樹林内に捨てられていることがあり、生育地の一部はその影響で質的劣化が進むことも皆無とはいえない。また、現在は生育地が林内のごく一部に偏っているが、以前はもう少し広範囲に生育していたものであり、周辺部の森林伐採や植林の影響による質的劣化が原因である可能性も否定できない。

### 3) 過剰な捕獲・採取

鑑賞用に採取されることはほとんどないが、個体数が極めて少ないため、少しの個体が採取されただけで絶滅の危険性は極めて高くなる。

### 4) 外来種の導入による圧迫

外来種の影響は認められない。

### 5) 里山等の管理放棄

鎮守の森として保護されている。

### 6) 在来種による圧迫

他種による圧迫はあまり認められない

### 7) 疾病

不明

## 保護対策

現存する自生地の現状と個体数の把握に努めるとともに、種の解説や採取禁止の看板、人の侵入を防ぐ防護柵の設

置などの保護対策を検討し、より有効な保護・保全策を講じるべきである。

#### 指定野生希少生物（植物）に指定された場合の課題

極めて個体数の少ない希少な植物であるため、生育場所が知れると、マニアや写真撮影に訪れる人が多くなる可能性がある。生育環境は土壌などが極めてデリケートな条件下にあると推測されることから、人の侵入はできるだけ抑制し、生育環境の保護・保全に万全を期すべきである。

指定後には地権者や管理者、保護団体などの協力を得るにしても、生育地は集落から離れていて常時の管理は困難だと考えられるので、生育地への侵入防止の保護柵を設置することも有効な方策の一つであるとする。（森本康滋）



裂開したさく果



茎の表面の突起